

令和2年度 事業計画書

令和2年4月 1日から

令和3年3月31日まで

公益財団法人 東法連特定退職金共済会

令和2年度事業計画書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

1. 総論

当共済会は、昭和52年の設立以来、東京都内の中小企業に勤務する従業員について中小企業者の拠出による退職金共済制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するため、特定退職金共済制度の普及推進に努めている。

令和2年1月末現在の加入事業所数は4,924事業所と僅かながら減少したものの、加入者数および口数は増加している。景気が緩やかに回復し、中小企業における人手不足感が高まる中、高齢者の継続雇用や、非正規社員の正社員化等によって人材確保に努める企業が増加しており、そのためには退職金制度の拡充がより重要になってくるものと思われる。

そこで、特定退職金共済制度の普及促進のため、東法連各法人会の協力等を得ながら、従来にも増した積極的な広報活動および加入推進活動を展開することとする。なお、運営にあたっては加入者対応が迅速かつ正確に行われるよう委託保険会社との連携を密にする。

また、内部管理体制については、公益法人移行後各種規程の整備やマイナンバー対応等充実を図ってきたが、引き続き公益法人に相応しい体制の維持向上に努める。

<参考>加入事業所数・加入者（従業員）数・口数および保険料積立金等の推移

加入事業所数・加入者（従業員）数・口数

	加入事業所数(社)	加入者(従業員)数(人)	口数(口)
平成30年3月末	5,094	34,953	315,340
平成31年3月末	4,991	35,346	320,817
令和2年1月末	4,924	35,675	327,348

※口数（掛金）：一人当たり月額1口1千円から30口3万円

保険料積立金・要留保額・留保率

	保険料積立金	要留保額	留保率(%)
平成30年3月末	433億2,589万円	430億2,568万円	100.698
平成31年3月末	434億8,387万円	432億4,148万円	100.561
令和元年11月末	441億8,777万円	439億8,980万円	100.450

※要留保額：加入者が全員脱退したと仮定したときに必要な支払給付金の総額

2. 事業活動

(1) 広報活動

- ・各法人会広報誌への広告掲載および加入推進チラシの折込み
- ・各法人会会合等でのPR動画の視聴および加入推進チラシの配付
- ・各法人会ホームページへのバナー広告の掲載
- ・各法人会でのポスターの掲示
- ・各法人会福利厚生制度推進会議等における制度のPR
- ・当共済会名入り首都圏鉄道ルートマップカレンダーの作成・配布
- ・東法連の新設法人あてダイレクトメールへの加入推進チラシの折込み
- ・東法連48法人会専務理事・事務局長会議等における制度のPR

(2) 委託保険会社との連携による加入推進活動

- ・推進員による退職金診断等各種サービスの都内事業所あて周知
- ・未加入事業所あてダイレクトメールの発送
- ・ダイレクトメール発送と併せたフォロー訪問強化のための販促品の提供
- ・共済会職員による都内各支社推進員向け研修会の定期的開催
- ・推進員等に対する表彰制度の実施

(3) 加入事業所等への情報提供

- ・被共済者（従業員）別「積立状況のお知らせ」の送付
- ・当制度の加入状況および退職一時金額等の情報提供
- ・賃金や退職金等に関する情報提供

(4) 内部管理体制の維持向上

- ・事務局内および外部委託先の個人情報の取扱等を定期的に確認する。
- ・個人情報の取扱等に関する事務局職員研修を実施する。
- ・監査法人等からの指導のもと、適切な会計処理を行う。
- ・基本財産等の運用にあたっては、運用環境・商品に関する情報を収集し、安全・確実な商品の選定に努める。また、保有商品の運用状況をモニターし、安全・確実な運用を図る。

以上